災害時の踏切道の管理に関する質問主意書

提出者

丸山

穂 高

災害時の踏切道の管理に関する質問主意書

道 管理を促進する制度を創設し、 取り込みながら踏切周辺対策など幅広い手法も活用して対策を促進するとともに、 る制度、 の防災機能を強化する 事 故や渋滞の原因となり改良が必要な踏切について、 鉄道事業者が 鉄道施設に障害を及ぼす植物等の伐採等を可能とする制度等の創設により、 「踏切道改良促進法等の一 あわせて、 近年の災害の教訓を踏まえ、 部を改正する法律案」 期限を区切らず大臣が機動的に指定し、 「道の駅」 が、 令和三年一 を防災拠点として活用す 災害時の踏 月二十九日に閣 切道 地域の声を 道路と鉄 の適 確 議 な

幅に迂回を迫られたり、 今後起こりうる巨大地震や津波、 地域 住民 の移動 台風等の災害緊急時にお の妨げを起こさないように課題を解消 いて、 多数の踏切道が遮断され、 L てい か なけ ればならな 緊急 車両が大

関連し、以下質問する。

決定された。

受け、 に速やかに開放する踏切の指定等を行うよう通達している。 国土交通省は、 各地 方運輸局に、 平成三十年六月の 災害が発生した際に踏切が長時 「大阪北部地震における運転再開等に係る対応に関する連絡会議 '間遮断する場合の緊急車両 の通行に関 Ĺ 優先的 を

各地方運輸局において、 踏切の指定等は完了しているか。また、 現在までに何か所の踏切が指定された

のか、回答されたい。

二 「災害時における鉄道踏切遮断に関する質問主意書」(令和元年十一月二十六日提出質問第一○○号) において、 ところ、政府は 災害時には、 「駅員に対する踏切の遮断機の操作に係る教育の実施を必要に応じ鉄道事業者が検討して 駅員も遮断機の操作ができるよう検討を行うべきとの考えに対する見解を求めた

1

る場合もある」との認識を示した。

作に係る教育実施の状況を把握しているか。 が 成を義務付けること等を内容とする 方で、今国会に、 同法律案を提出する事前情報として、 災害時における鉄道事業者及び道路管理者による指定を受けた踏切道 「踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案」 政府は各鉄道事業者における、 把握している場合、 実態を示されたい。 駅員に対する踏切の遮断機の操 が提出されている の開放手順作

三 今国会に提出された 定」で言う「災害」とは、具体的にどのような災害を想定しているのか。 受けた踏切 道の開放手順作成の義務付けがされているが、 「踏切道改良促進法等の一 部を改正する法律案」によって、 「災害時の管理の方法を定めるべき踏切道 想定した災害の中に津波は入っ 災害時 における指定を の指

ているのか。

匹 津波襲来時においては、一刻も早い避難が、生死を分けることとなると思うが、そのような際は、 決め

られた開放手順を踏むことにより生命の危険が生じる場合もあると考えられる。

津波襲来時においては、道路交通法第三十三条や鉄道営業法第三十七条など、法律に定められた踏切の

通過方法に違反して通過する行為に刑法上の緊急避難が適用される場合もあると思うが、見解を問う。 適

用されることがまったくないとするならば、どのような理由でそのような判断となるのか、 根拠を含め明

確に回答されたい。

右質問する。